

平成29年 9 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録

平成29年10月 3 日

場 所 第2委員会室

平成29年10月3日(火曜日)

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第16号 平成29年度宮崎県一般会計補正  
予算(第4号)

○総合政策及び行財政対策に関する調査

出席委員(7人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	岩切	達哉
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		松村	悟郎
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(1人)

委員		河野	哲也
----	--	----	----

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	桑山	秀彦
総務部次長 (総務・職員担当)	渡邊	浩司
総務部次長 (財務・市町村担当)	武田	宗仁
総務課長	丸田	勉
財政課長	川畑	充代
市町村課長	横山	幸子

事務局職員出席者

議事課主査	原田	一徳
総務課主任主事	日高	真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○桑山総務部長 それでは、今回御審議いただきます補正予算案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う補正でございます。補正額は、太枠の中段に記載しておりますように、7億5,227万5,000円の増額でございます。

なお、今回は、選挙等の執行に係る準備期間が短いことから、他の議案に先立って議決をいただきたく御審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、市町村課長から御説明申し上げます。

私からは以上であります。

○横山市町村課長 市町村課から、議案第16号の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る補正予算について、御説明申し上げます。

お手元の常任委員会資料の2ページをごらんください。

まず、1の補正の理由についてであります。

先日、衆議院が解散されましたことに伴いまして、公職選挙法第31条第3項の規定に基づき、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査を執行するための経費の予算措置をお願いするものであります。

次に、2の選挙の概要であります。

(1)の選挙の日程ですが、衆議院解散が9月28日、選挙の公示日が10月10日の火曜日、選挙の期日が10月22日の日曜日となっております。

(2)の選挙をする人数につきましては、小選挙区が各選挙区1名で計3名、比例代表は九州選挙区で20名となっております。

(3)の執行に要する経費につきましては、全額国費となっております。

次に、3の補正予算額であります。表にありますとおり、臨時啓発費として203万3,000円、選挙執行費として7億4,220万1,000円、国民審査費として804万1,000円、合計7億5,227万5,000円を計上しております。

臨時啓発費につきましては、啓発活動に要する経費として、市町村に交付する経費等であります。選挙執行費につきましては、まず、市町村への交付金が4億8,918万円で、内訳は投票所・開票所経費、ポスター掲示場設置費などあります。

次に、公営負担金につきましては1億9,649万1,000円で、内訳は、選挙運動用自動車の使用

等に要する経費、ポスター作成費など、候補者等への選挙公営負担金であります。

それから、県の経費につきましては5,653万円で、内訳は、選挙公報印刷や選挙資材の作成などに要する経費や事務費であります。

最後に、国民審査費につきましては、審査公報印刷に要する経費などあります。

なお、これ以外に、投票用紙や啓発ポスターなど、早期発注が必要な資材等の予算を別途予備費で執行していることを申し添えます。

市町村課からは以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 この前、高千穂の町議会議員の選挙のとき、1人の有権者が2回投票したという事実があったわけで、やっぱり選挙の公平、公正さを考えた場合に、市町村選管に対して、県でそういう選挙ミスがないように、徹底した指導をやらんと。選挙に対する不信感を抱かれることがあってはいかんで、そういう点は強く選管のほうに対しては、厳しく通達を出すべきだと思うんですけども、そのあたりはどうですかね。

○横山市町村課長 10月17日に、市町村の選挙管理委員会の書記長を集めた会議をすることにしておりますので、そのときにもう一度再確認をしたいと思います。

○前屋敷委員 投票所、開票するところの経費も含まれているんですけど、いろんな会場が投票所になるということもあって、以前から車椅子の方とか、そういう方のためのスロープなどいろいろなお話を伺っているもんですから、ほとんど今整備されていると思うんですけど、ぜひそういうところも点検をして、投票がしやすいような、誰もが行けるような状況をつくっ

てほしいと思いますので、お願いします。

○横山市町村課長 これまでもそのように、市町村選挙管理委員会にお願いしてきたところですけれども、改めてまたお願いしたいと思いません。

○中野委員 市町村交付金のうちのポスター掲示場費、これはどのくらいの金額になるものですか。

○横山市町村課長 市町村交付金のうちポスター掲示場費につきましては、全市町村合わせまして5,027万2,000円となっております。

○中野委員 この前、えびの市長選挙、議員選挙がありました。掲示する数は、ちょうど衆議院選挙は倍あるんですよね。この前は、95カ所やったかな。今度は200を超えるんですよ。

こういう数は、どんな決まりでなっているわけですかね。倍もあれば、倍金額変わる話だなと思って、一番身近な市町村議会、市長選挙でさえも半分ですからね。

○横山市町村課長 ポスター掲示場の数につきましては、それぞれの投票区ごとに、面積それから人口によって法定で決まっているんですけれども、その中から、地域の状況がございます。人口が密集しているところ、そうでないところがありますので、そこは市町村の選挙管理委員会が減らして決めるということもできるような規定となっております。

○中野委員 その環境というか状況は全く変わりませんから、選挙の種類で数が変わるわけですから、何かしっくりいかないなという気がしているんですよね。市町村議会の場合は、何か法律か条例か知りませんが、市で勝手に決められたというわけですかね。

○横山市町村課長 今回の衆議院議員総選挙につきましては、ポスター掲示場を減らす場合に

つきましては、県の選挙管理委員会に、数についての報告がございまして、それを県の選挙管理委員会で、この数でいいかということを確認する形になっております。

市の市議会議員選挙については、今、申しわけありません、わかりませんが、市の選挙管理委員会のほうで決めているところだと思います。

○中野委員 市は市で決めると思うんですが、衆議院選挙の場合は、市から数が上がってくるというわけですか。上げる市町村で、自由にできると理解していいんですかね。

○横山市町村課長 報告が、これにしたいということで協議が上がってきまして、それについて県の選挙管理委員会で、それを了承する仕組みになっております。

市町村の状況によって、先ほど申し上げましたけれども、面積だけで考えると、人口の多いところと、そうでないところとがありますので、その集落を考えて決められているものと考えております。

○中野委員 そういう条件は全く一緒なのに、数が倍違うということを知っているわけですから、具体的なのはおわかりじゃないかもしれんけれど。それを市が上げて、200なら200ぐらいと決める、自分のところの市長選挙等は、その半分で決められると。国の基準があつて、これだつて決めたんなら意味がわかりますが、市から上げてきて数が違うというのは。

後で、場外でお教えてください。

○二見委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上をもって、総務部の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時15分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、これより行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

議案の採決を行います。議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、議案第16号については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

---

午前10時18分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前10時18分閉会